

米加自由貿易協定とカナダ農業

松 原 豊 彦

<目次>

1. 課題と視点
2. 経過と協定の概要
 - (1) 協定発効までの経過
 - (2) 自由貿易協定の概要
3. FTA の農業関連条項
4. 米加間の農産物貿易構造
 - (1) 米加間貿易の概観
 - (2) カナダの農産物貿易の動向
 - (3) 米加間の農産物貿易構造
5. 自由貿易協定とカナダの農業・食品産業
 - (1) 連邦政府の予測
 - (2) 農業団体・農民運動の主張
 - (3) 食品加工業界の立場
6. 結びに代えて—FTA とカナダ農業の将来—
 - (1) FTA と農業構造調整
 - (2) マーケティング・ボード，供給管理制度への影響
 - (3) 貿易紛争の処理とガット交渉

1. 課題と視点

1989年1月1日，米加自由貿易協定（Canada-U. S. Free Trade Agreement，以下FTAと略す）の正式発効によって，アメリカ合衆国とカナダとの間の経済関係は新しい段階に入った。FTAは北米大陸の経済統合を促進して両国の経済・産業に大きな影響を及ぼすこと，またガットウルグアイラウンドや日米間

の貿易交渉に一定のインパクトを与えることから、わが国でもその内容に関心が寄せられている¹⁾。しかし、わが国での FTA に関する議論は、協定の紹介や両国経済全体への影響評価の域にとどまっており、個別の産業部門を取り上げてその影響を検討するという作業は、筆者の管見する限りでは行われていないようである。

本稿の課題は、FTA の農業関連条項の内容を紹介・検討し、それがカナダの農業・農民および農政に及ぼす影響について若干の考察を加えることである。そのさい2つの側面に注意を払うことが必要である。1つは、FTA がカナダの農業と農政にきわめて大きな影響を及ぼすことである。FTA の実施によって、カナダ農業を構成する各作目部門間の不均等がきわだった形であらわれるとともに、農民層の分解が促進されることはまちがいないであろう。また、カナダの農業システムの特色である農産物マーケティング・ボードや供給管理制度が大きな変容を被らざるをえないことも、各方面から指摘されている。この側面からすれば、FTA の影響評価はカナダの農業・農政の行方を考える上で不可欠の課題である。

いま1つの側面は、農業問題が FTA の交渉における最大の難所の一つだったことである。FTA では米加間における関税その他の貿易障壁の撤廃を取り決めているが、農産物に関しては輸入数量制限やセーフガード措置といった特例が少なからず見受けられる。両国間の自由貿易という FTA の大原則が、農産物貿易には必ずしもストレートに貫徹していない。この点に FTA における農業条項の特殊性をみることができる。その背景として、米加両国がそれぞれ独自の手法で農業保護や輸出補助金の支出を行ってきたことがある。アメリカの価格支持政策・不足払い制・EEP（輸出促進計画）に対して、カナダのマーケティング・ボードや穀物運賃補助金。こうした歴史と性質を異にする農業政策の領域に踏み込めば、両国の農業政策体系の全面的な見直しとなることは必至であり、農業条項が「つまずきの石」となって交渉全体が暗礁に乗り上げることにもなりかねない。そこで、両国の農業保護や輸出補助に関わる問題は部分的な手直しにとどめ、多くの重要問題の処理を先送りしたのである。

以上の2つの側面、つまり自由貿易原則の適用によってカナダの農業・農政が大きな影響を受ける面と、自由貿易原則が農業には必ずしもストレートに貫徹せず一定のモディファイを被らざるを得ない面の両方を念頭において、上記の課題に接近していきたい。ところで、カナダの農業・農政にたいするFTAの影響を考える上で最低限押さえておかねばならないのは次の諸点であろう。第一に、FTAの内容、とりわけ農業関連条項の紹介と検討である。（2・3節）。第二に、米加間の農産物貿易の動向を明らかにすることである。（4節）。第三に、FTAについての連邦政府の影響予測と農業団体・加工食品業界の立場・見解を要約することである（5節）。以上の点を踏まえて、最後にFTAをめぐる議論の焦点を整理して、今後の見通しについて私見を述べたい（6節）。

以上が本稿のあらましである。なお、小論ではFTAがカナダ農業にいかなる影響を及ぼすかということに課題を限定している。アメリカ側からのFTA評価についてはほとんど触れることができなかった。この点は本稿の範囲外にあることをあらかじめ断っておきたい。²⁾

2. 経過と協定の概要

（1）協定発効までの経過

米加両国間の貿易協定については、1854年の最初の自由貿易協定調印以来130年をこえる歴史的経過がある。とりわけ、1911年のローリエ政権による協定締結と総選挙での敗北による挫折、1941年の北米武器生産協定、1965年の米加自動車協定の締結は特筆すべき事項であった。

今回のFTA交渉の直接の前史は、1983年当時のトリュドー自由党政権が自動車協定をモデルとした二国間協定についてアメリカと協議を始めたことである。トリュドー政権がこうした動きに出た最大の動機は、アメリカにおける保護主義の台頭である。80年代の初めから、アメリカ側は相殺関税や反ダンピング税によってカナダの輸出機会を狭めてきた。これに対してカナダ側は、アメ

リカ市場へのアクセス機会の拡大や保障について疑問を抱き始め、二国間協定によってアメリカ市場への輸出機会を確保しようとしたのである。しかし、二国間協定の対象となる産業部門の特定が難しいため、この時の両国政府の協議は不調に終わった。⁴⁾

トリュドーの後を受けたマルルーニ首相（進歩保守党）は、野党時代に自由貿易協定反対を表明していたが、政権についてからは態度を180度転換する。1985年3月、マルルーニは初めてアメリカのレーガン大統領と会談し、両国間の貿易自由化交渉にはいることで合意した。半年後、両首脳は書簡を交換して、「財・サービスの貿易に対する諸障壁を相互に利益になるように削減する、可能な限り最も包括的な新貿易協定」の交渉に向けて、両国政府が努力することを確認した。その後、両国代表による2年間の交渉の結果、1987年10月4日両国代表が自由貿易協定に大筋で合意し、88年1月にレーガン・マルルーニ両首脳が協定本文に調印した。

FTAは、調印後1年以内に両国の議会で批准してから発効することを取り決めている。そこで次に議会における批准審議が焦点となった。アメリカ議会の批准審議は大きな問題もなく通過した、というよりアメリカ国内ではさほど大きな議論を呼び起こさなかった。これにたいして、カナダ側ではFTA批准の是非をめぐるまさに国論を二分する大論争が繰り広げられた。連邦議会下院は与党が圧倒的多数を

表1 1988年11月の総選挙結果

	議席数			得票率(%)		
	PC	Lib	NDP	PC	Lib	NDP
合計	169	83	43	43	32	20
大西洋岸	12	20	0	41	46	11
ケベック	63	12	0	53	30	14
オンタリオ	46	43	10	38	39	20
マニトバ	7	5	2	37	37	21
サスカチュワン	4	0	10	36	18	44
アルバータ	25	0	1	52	14	17
BC	12	1	19	35	20	37
準州	0	2	1	30	30	37

注) PC=進歩保守党, Lib=自由党, NDP=新民主党政
資料) Western Producer, Dec. 1, 1988.

占めており、88年8月にFTAを批准した。しかし、任命制の上院では協定反対の野党自由党が多数を占めており、マルルーニ政権は11月に下院の総選挙を行い、FTAにたいする民意を問うことで局面の打開を図った

のである。総選挙の結果は表1の通りである。進歩保守党は169議席と前回に比べて議席を大きく減らしたが、過半数を確保して引続き政権を担当することになった。協定反対の自由党と新民主党の議席を合わせても126であり、この結果から上院においてもFTAの批准は確定的となった。とはいえ、得票率では進歩保守党の43%にたいして、自由党と新民主党の合計は52%で、これを上回っている。この選挙の最大の争点であったFTAに対する賛否という点では、FTA反対の野党が得票の過半数を占めた。小選挙区制という要因もあって議席数では進歩保守党が過半数を確保したが、投票結果に示されたカナダ国民の意向はFTAの実施の過程で微妙な影響を及ぼして行くものと思われる。⁵⁾

かくしてFTAは89年1月に正式に発効した。次項ではFTAの条項についてその骨子を紹介しよう。

（2）自由貿易協定の概要

協定本文は全8部21章からなっており、付則も含めて300ページ以上の大部なものである。ここではカナダ外務省発行の解説にもとづいて、その要点と特徴を述べることにしよう。⁶⁾

まず冒頭で、両国政府がガット24条にもとづいて自由貿易地域を設立することを述べたうえで、FTAの目的として次の5点を掲げている。1) 両国間の商品・サービスの貿易に対する障壁の除去、2) 自由貿易地域内の公正な競争条件の育成、3) 投資条件の自由化推進、4) 紛争解決のための効果的手段の確立、5) 二国間及び多国間の協力を推進するための土台を据えること（FTA 102条）。そして、「農業を含むすべての経済部門の自由化」を行う点で、これまでのいかなる自由貿易協定よりも包括的な性質を持つと述べている。

FTAの第一の特徴は、発効から10年間でアメリカとカナダの間の関税、輸入数量制限、その他の制限的措置を撤廃することである（401条）。関税撤廃へのスケジュールは品目によって、即時、5年後、10年後の3段階に分けられている。農産物に関して言えば、豚肉の一部・飼料・イースト・ウィスキーは89年1月から即時撤廃、その他の農産物は毎年10%ずつ関税率を下げ、1998年ま

でに撤廃ということになっている。協定発効前でも米加間の貿易の4分の3以上は関税がゼロであり、その限りでは米加間の貿易自由化は以前から相当進んでいたのであるが、これが協定に特別の定めがあるものを除いて1998年までに関税や輸入数量制限が撤廃される。また、アメリカが徴収している税関手数料（輸入額の0.17%）も1994年までになくすことになっている。

とはいえ、輸入数量制限の撤廃については、いくつかの例外を認めている。一つは、ガットのウエイバー（自由化義務免除）をすでに取得している品目である。例えば、アメリカの酪農産品、ピーナッツ、綿など14品目や、カナダの丸太⁷⁾である。もう一つは、国内の供給管理計画または価格支持計画の対象となっている農産物について、これらの計画の運営に必要な場合は、輸入数量制限の適用を認めていることである。数量制限撤廃の例外は農産物関係に多いのであるが、FTA交渉においてはこの問題の解決を先送りして、ガットウルグアイラウンドでの農産物交渉の成行きに委ねたといえよう。

第二の特徴は、サービス貿易、投資、金融といったガットの対象外の分野にも踏み込んでいることである。サービス貿易では、大半のサービス部門について内国民待遇の原則を拡大して、両国のサービス業者を同等に取り扱うことを規定している（1402条）。この条項が適用されないのは、交通、電話、医師、歯科医、弁護士、政府が供給する保健・教育・社会サービスなどである。投資では、新企業設立に当たって内国民待遇を適用すること、アメリカ企業がカナダで会社を取得するときの投資額の上限を引き上げること（ただし石油・ガス・ウランには適用されない）等を規定している（1602条および1607条）。これらの措置を通じて、両国間の投資の自由化を進めることをめざしている。FTAの目標は商品貿易の自由化だけにとどまらず、サービス・投資・金融を含めた北米経済全体の統合化にあるといえよう。

第三の特徴は、両国間の紛争解決方法を規定していることである。80年代に入ってから、主としてアメリカ側からカナダの輸出品に対して反ダンピング税や相殺関税が相次いで適用され、両国間の貿易紛争が絶えなかった。例えば、カナダからの輸出が伸びていた豚（生体）にたいして、アメリカの生産者が不

公正貿易慣行の提訴を行い相殺関税を適用された。その結果、カナダからの豚（生体）の輸出は1986年に半減し、87年にはさらに3割減少するという憂き目に会ったのである⁸⁾。

協定は19章で「反ダンピング税及び相殺関税における二国間紛争の解決」を取り上げ、紛争解決のための二国間パネルの設置を盛り込んでいる（1904条）。つまり、相手国による反ダンピング税または相殺関税の適用を不服とする政府は、二国間パネルでの審査を申し立てることができる。二国間パネルは反ダンピング税または相殺関税の適用が国内法規に照らして適正であるか否かを審査し、その適用が誤っていると判断すれば当該国の管轄官庁に差し戻して、新たな決定をするよう求めることができる。なお、パネルの構成員は5名で、アメリカ・カナダ双方から2名ずつ指名し、残りの1名は両国の合意で選ぶことになっている。こうした紛争処理機関の設置は、カナダ側が交渉に当たって強く求めていたものであり、その限りではアメリカへの輸出アクセスを確保するというカナダ側の目標の一部は達することができたといえる。

だが、ここでも積み残された問題は少なくない。両国政府は、ダンピングや補助金についての共通の基準作りを目指していたが、合意に達することができず、7年後を目標としてダンピングと補助金問題についての新しい基準を作るよう協力するにとどまった（1907条）。カナダ政府の解説によれば、「双方は新しい仕組みを作ることが複雑な課題で、もっと時間を掛けることが必要であることを認めた⁹⁾」のであった。それまでの期間の対策として、先の二国間パネルの設置が盛り込まれたのであるが、そこでの審査基準は当該国の国内法規に照らして適正であるか否かである。両国が合意する共通の基準作りは、はるか先のことである。二国間パネルの設置はアメリカの保護主義に対する一定の歯止めとなることが期待されているが、だからといってこれで両国間の貿易紛争が一路解決に向かうとは単純に考えられない。「自由貿易協定は発効したが貿易紛争は続く¹⁰⁾」のであろう。

以上のように、FTAは従来の自由貿易協定にみられない条項・内容を含んでいるが、他方農産物などの輸入数量制限や貿易紛争の審査基準作りといった

点では、両国間の懸案事項の解決を先送りし、現状追認にとどまっている場合も少なくない。そこで、節を改めて、農業関連条項に即して以上の点を検討することにしよう。

3. FTA の農業関連条項

先に述べたように、FTA では発効から10年間でアメリカとカナダの間の関税、輸入数量制限、その他の制限的措置を撤廃することを取り決めている(401条)。これは商品貿易についての一般規定であるが、この総論に対して各論というべきものが協定の7～10章で規定されている。農業、ワイン及び蒸留酒、エネルギー、自動車部品がその内容で、いずれも種々の事情から総論的規定だけでは処理できないものである。

マルルーニ政権はFTA の交渉にあたって、農業について次の3つの目標を掲げていた。1) アメリカ市場への農産物輸出アクセスの改善、2) 現在の輸出アクセスの確保、3) カナダの現行の農業政策手段の維持、とくに農産物マーケティング・ボードや供給管理制度の維持である。これらの目標が協定の農業関連条項にどのように具体化されているであろうか。以下では、協定第7章の農業関連条項の内容をやや詳しく紹介して、この問題を検討するための材料を提供したい。¹¹⁾

701条は、米加間の農産物貿易における輸出補助金の廃止を規定している。これに関連して、カナダが西海岸の港湾経由でアメリカへ穀物を輸出する場合は、鉄道運賃補助をしないことが盛り込まれている。なお、米加以外の第3国向けの農産物輸出に輸出補助金を使うのは認められているが、協定相手国の輸出利益を考慮に入れることとしている。

702条は、生鮮果実と野菜に関する特別規定である。カナダは協定発効後20年間は、生鮮果実と野菜に臨時関税を課すことができる。アメリカからの果実・野菜の輸入増加によって価格が低下した場合に、カナダ側の生産者に与え

る打撃を緩和するための措置である。臨時関税を課すためには、作付面積が過去5年間の平均を下回っていることが必要である。

703条は農産物貿易の市場アクセスを互いに改善することを一般的に述べているが、それに続く704～707条で、食肉、穀物、家禽・卵、砂糖製品の市場アクセス改善を取り扱っている。

704条は、米加間の牛肉貿易について、食肉輸入法に基づく輸入数量制限などの措置をとらないとしている。カナダの牛肉生産者は、これまでアメリカの食肉輸入法による輸入規制や自主規制によって輸出を妨げられてきた。この制限を取り払って、両国間の牛肉の自由貿易を保証することが704条の眼目である。ただし、米加以外の国に食肉輸入法を適用することは認められており、その場合には両国間で協議することになっている。

705条はアメリカの穀物価格支持水準がカナダのそれと同じになった場合には、カナダは小麦・オーツ・大麦の輸入許可を免除するとしている。カナダでは、連邦政府機関である小麦ボードが上記の穀物の輸出入を一元的に管理しており、価格支持水準同等という条件を満たせばアメリカ産穀物には小麦ボードの輸出入規制を適用しないということである。価格支持計画の変更によって輸入が著しく増えた場合には、双方とも穀物輸入に規制を課す権利を留保している。

706条は、カナダが鶏肉・七面鳥・卵に課している輸入割当制を維持し、割当数量を過去5年間の平均水準に設定している。これらはカナダが国内の供給管理計画のもとで、生産調整によって価格を支持している品目であり、そのために輸入数量制限を続けることが協定に盛り込まれた。

707条は、アメリカが輸入数量制限をしている砂糖製品（含有率10%以下）について、カナダを輸入数量制限の対象から免除している。

708条は、技術的規制から生じる障壁の削減を規定している。数年以内に技術的規制を一致させるよう努力すること、両国は「国境開放政策」を追求することがその主な内容である。

710条は、協定に特別の定めのないかぎり、両国は農産物・食品に関するガ

ットの権利と義務を保持するとしている。したがって、アメリカがすでに取得しているウェイバーも、707条の砂糖製品を別とすれば保持される。酪農品の輸入数量制限が維持されるのはこのためである。またガット11条に従って、国内で生産調整を行っている品目も輸入数量制限を続けることが認められている。

以上が協定の農業関連条項のあらましである。これを概観してまず疑問が生じるのは、一方での米加間の農産物貿易の自由化、輸入障壁の撤廃と、他方での現行の農産物マーケティング・ボードや供給管理のもとでの輸入数量制限が両立しうるのかということである。国内での農産物供給管理や価格支持は、輸出入の規制・管理なしにはうまく機能しないのである。米加間で関税その他の輸出入障壁を撤廃するというFTAの大原則は、米加それぞれの国内農業政策と矛盾をきたすことは必至であり、この点をどう処理するかということが交渉に当たっての一つの焦点であった。その結果できた協定は、価格支持や供給管理に関わる輸入規制の現状を基本的に維持しており、401条の自由化原則を直接に適用していない。難問は先送りされ、最終的な決着は米加間交渉の第2ラウンド以降に委ねられた。ただし、カナダ小麦ボードの穀物輸入許可は、米加両国の価格支持水準が同じという条件のもとでこれを免除することとしており、現行の輸出入規制に変更を加えるものとなっている。

カナダ側からみたもう一つの焦点は、両国間の貿易紛争を解決し、輸出を安定的に確保できるか否かということであった。米加間の牛肉貿易に対して食肉輸入法を適用しないことを盛り込んだのは、カナダ側からみれば一つの成果であった。しかし、豚に対する相殺関税に何の言及もなく、相殺関税を課されている現状が追認されたことは、カナダの豚肉生産者の失望を呼び起こした¹²⁾。結局、豚に対する相殺関税問題は、新設される二国間パネルでの審査によるしか解決の方法はないのであり、「輸出アクセスの確保」というカナダ政府の目標が協定によって実現できるとは言い難いのが実状であろう。

FTAは、米加両国の国内農業政策や輸出入規制の一部に変更を迫る側面をもっているが、同時に多くの懸案を積み残したままであって、未解決の問題が今後どう処理されていくか、なお動向を注視して行かねばならない。

<補注>農産物マーケティング・ボードについて

カナダの農産物マーケティング・ボードの取り扱いがFTAの一つの焦点になったことは、小論で述べた通りである。以下では、マーケティング・ボードについて最小限必要な説明を加えておきたい。¹³⁾ マーケティング・ボードとは、特定の農産物の販売活動を行うために、法律にもとづいて設立された、生産者が支配する強制的・水平的販売組織である。「強制的」というのは、一定の地域において対象となる農産物を生産するすべての農場は、ボードの販売計画の規制にしたがうことを法律によって義務づけられるからである。「水平的」というのは、ボードは特定の販売計画に参加するすべての農場の生産物を管理するからである。

マーケティング・ボードは、州単位または連邦単位で政府の認可によって設立されるが、一般に、設立には生産者の3分の2以上の支持が必要である。ボードの目的は次のようなものである。1) 生産者の所得の増加または維持、2) 農産物価格の維持、3) 販売量の増加を促すこと、4) 農産物販売条件の標準化、5) 生産物の品質改善。マーケティング・ボードは、対象とする農産物によっていくつかの類型に分けられるが、多くのボードは生産と販売において割当(quota)を設定している。これによって需給を調整し、価格形成に影響を及ぼすことがボードの特徴である。また、これと関連して、各州間の農産物流通及び輸出を管理する権限をもっている。

1978～79年に、マーケティング・ボードを通じて販売された農産物は全農産物販売額の54%を占め、とくにボードの比率が高い品目は酪農品(100%)、家禽(93%)、卵(86%)、穀物(85%)であった。これらの品目は、いずれも全国規模のマーケティング・ボードの対象となっている。反対に、ボードの比率が低い品目は牛(0%)、油料種子(16%)、野菜(33%)である。以上のことから、「マーケティング・ボードはカナダにおける農産物販売制度の主要な形態である」といわれている。

4. 米加間の農産物貿易構造

(1) 米加間貿易の概観

FTA がカナダ農業に及ぼす影響を検討するためには、その前提として米加間の農産物貿易の動向とそれを規定する諸要因を述べなければならない。まず始めに、米加間の貿易全体の動きを見ておこう（表2）。70年代末以降現在に至るまで一貫してカナダの出超が続いているが、とくに82年をさかいにカナダの対米貿易黒字が急激に拡大している。カナダの対米貿易黒字は、81年の37億ドルから84年の197億ド

ルへと3年間に5倍以上に拡大したのである。こうした対米貿易黒字の急激な拡大の一番の要因は為替レートの変化、つまりUSドル高、カナダドル安であった。表3に示

したように、1980年から85年までの間にカナダド

ルの対USドルレートは15%下がっている。

カナダの対米貿易のいま一つの特徴は、アメリカ依存度がきわめて高いことである。1985年でアメリカ向けの比重は輸出の79%、輸入の72%を占めている。他方、アメリカにとって対カナダ貿易の比重は、輸出の22%、輸入の20%である。カナダにとっての対米貿易の位置づけは、アメリカにとっての対カナダ貿易のそれと比較にならないほど大きいのである。

表2 カナダの対アメリカ貿易（単位：億カナダドル）

	輸 出	輸 入	収 支	為替レート (CAN\$/US\$)
1978	378	348	30	1.14
79	451	445	6	1.17
80	490	474	16	1.17
81	565	528	37	1.20
82	584	471	113	1.23
83	667	526	141	1.23
84	854	657	197	1.29
85	946	741	205	1.37

資料) Frank R.Gunter, "In Bed With The Elephant", in R. J. Thornton, Thomas Hyclak and J. R. Aronson (ed), Canada at the Crossroads: Essays on Canadian Political Economy, 1988, p. 66.

（２）カナダの農産物貿易の動向

次にカナダの農産物貿易全体の動きを見よう。農産物の輸出総額は1983～87年平均で92億ドル、農産物輸入総額は同期間で61億ドルと大幅な黒字になっている。全商品貿易に占める農産物の比率は、輸出で8.3%、輸入で6.1%である¹⁴⁾。カナダの貿易全体に占める農産物の比率は必ずしも高くないが、この期間の貿易黒字額が平均94億ドルであったことからみて、農産物の貿易黒字31億ドルはカナダの貿易黒字に大きな貢献をしているといえよう。

表3はカナダの農産物貿易の推移を全体と対アメリカに分けて示したものである。農産物貿易全体としては一貫して大幅な黒字が続いている。とくに黒字額が大きかったのは1982～84年で、毎年40億ドル以上の出超を記録している。85年以降は輸出が減少し、黒字幅は20億ドル台へと縮小している。その最大の原因は農産物輸出の半ば近くを占める穀物輸出の落込みである。

農産物貿易全体の動向とは逆に、カナダの対アメリカ農産物貿易は一貫して大幅入超であるが、80年代に入ってから赤字幅は急激に縮小してきた。対米農産物貿易の赤字は81年に20億ドルを記録したが、85年には10億ドルへと半減している。80年を100とすると87年の輸出は256、輸入は133と、80年代における

表3 農産物貿易の推移

（単位：100万カナダドル）

	農産物貿易総計			対アメリカ			アメリカの比率(%)	
	輸出	輸入	収支差額	輸出	輸入	収支差額	輸出	輸入
1975	3,924	2,892	1,032	490	1,593	-1,103	12.5	55.1
76	3,952	3,133	819	572	1,832	-1,258	14.5	58.5
77	4,260	3,557	703	695	2,047	-1,352	16.3	57.5
78	4,712	4,016	696	782	2,302	-1,520	16.6	57.3
79	6,047	4,682	1,365	1,007	2,678	-1,671	16.7	57.2
80	7,786	5,128	2,658	1,113	2,916	-1,803	14.3	56.9
81	8,783	5,610	3,173	1,260	3,264	-2,004	14.3	58.2
82	9,304	5,056	4,248	1,606	3,060	-1,454	17.3	60.5
83	9,505	5,185	4,320	1,736	3,118	-1,382	18.3	60.1
84	10,323	6,112	4,211	2,235	3,610	-1,375	21.7	59.1
85	8,888	6,017	2,871	2,429	3,431	-1,002	27.3	57.0
86	8,401	6,607	1,794	2,660	3,638	-978	31.7	55.1
87	8,886	6,767	2,119	2,848	3,891	-1,043	32.1	57.5

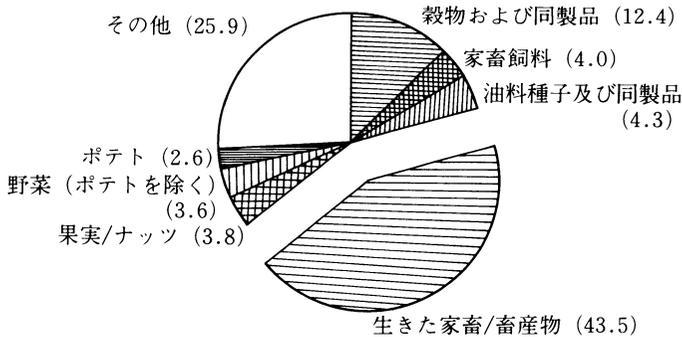
資料) Agriculture Canada, Canada's trade in agricultural products 1985, 1986 and 1987.

対米農産物輸出の増加が目立っている。したがって、カナダの農産物輸出全体に占めるアメリカの比率は80年の14.3%から、87年の32.1%へと大幅に上昇した。農産物輸入全体に占めるアメリカの比率は57.5%で（1987年）、この数字は70年代後半以降ほとんど動いていない。

（3）米加間の農産物貿易構造

カナダの対米農産物輸出の特徴は、生きた家畜と畜産物が4割以上を占めて

図1 カナダからアメリカへの農産物輸出
1987年（%）



いることである（図1）。これについて多いのは穀物・同製品（12.4%）である。1970年代中頃と現在を比較すると、対米農産物輸出の構成がいちじるしく変化していることがわかる。表3は、輸出額の多い順に上位10品目を取り出して示したもの

表4 対米農産物輸出の構成（上位10品目）

（単位：%）

	1975年		1987年
1. 穀物	12.2%	1. 豚肉	18.7%
2. 穀物製品	11.8	2. 生きた家畜	10.0
3. 生きた家畜	11.5	3. 穀物製品	7.0
4. 他の畜産物	10.7	4. 牛肉	6.4
5. 家畜飼料	7.8	5. 他の畜産物	5.0
6. 豚肉	4.8	6. 穀物	4.9
7. 果実	3.8	7. コーヒーなど	4.2
8. 野菜	3.3	8. 家畜飼料	3.8
9. 油料種子	3.3	9. 果実	3.6
10. 砂糖	3.0	10. 野菜	3.5

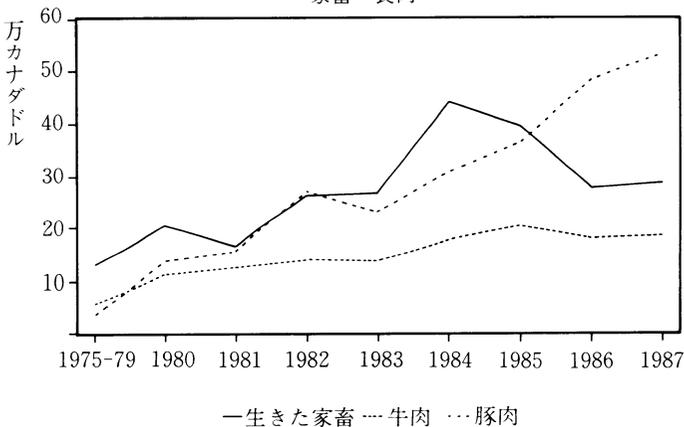
注）野菜にはポテトを含まない。果実にはナッツを含む。

資料）表3に同じ。

である。まず目を引くのは、豚肉輸出の急増である。対米農産物輸出に占める豚肉の比率は4.8%（75年）から18.7%（87年）へと上昇し、順位では6位から1位へと躍進を遂げている。また、牛肉も同じ期間に2.9%（11位）から6.4%（4位）へと構成比を高めている。生きた家畜は11.5%から10.0%とやや比率を下けているが、順位では豚肉に次いで2位を確保している。豚肉・牛肉・生きた家畜の合計でみると、75年の19.2%から87年の35.1%へと構成比をいちじるしく高めている。これに対して、穀物・穀物製品・家畜飼料・油料種子は構成比の低下が目立っており、以上の4品目の合計は75年の35.1%から87年の16.9%へと下がっている。この間に、対米農産物輸出の主力が穀物などから食肉・家畜へとシフトしたことは明らかである。

そこで、豚肉・牛肉・生きた家畜の対米輸出の動きを見ることにしよう（図2）。豚肉の輸出が一貫して伸びているのに対して、生きた家畜の輸出は84年を境にしてこれ以降急激に落ち込んでいる。アメリカがカナダの豚（生体）輸出に対して相殺関税をかけたために、豚（生体）輸出が激減したことが響いたのである。生きた豚の輸出が不利になったので、カナダ側は豚肉の形で輸出を

図2 カナダからアメリカへの輸出
家畜・食肉



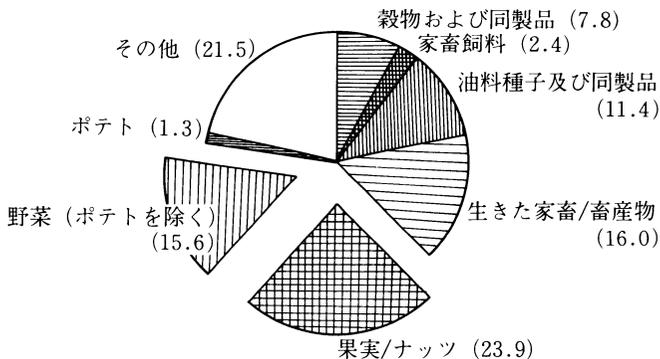
資料) 表3に同じ。

増やしたといえよう。牛肉輸出も85年以降頭打ちになっているが、これは対米輸出自主規制を強いられたことの結果である。こうして、生きた家畜輸出の急減、牛肉輸出の頭打ちの中で、豚肉輸出のみが伸びてきたのが87年までの状況である。89年に入って、アメリカは生きた豚への相殺関税をポンド当り4.4セントから2.2セントへと半減させたが、他方でカナダからの豚肉輸入にポンド当り3.5セントの関税賦課を通告しており、今後の輸出への影響が注目される¹⁵⁾。

次にカナダがアメリカから輸入している農産物に移ろう。アメリカからの農産物輸入の特徴は、果実と野菜が全体の約4割を占めていることである（図3）。また、生きた家畜・畜産物も16%に達している。輸出と同じように、75年から87年までの期間の農産物輸入の構成変化を示したのが表5である。輸入の場合は順位の大きな変動はみられず、果実、野菜がそれぞれ1・2位を占めている。この両者を合わせた構成比は、32.4%から40.3%へと上昇しており、アメリカからの農産物輸入の中で、果実と野菜の比重が高くなっていることがわかる。

輸出から輸入を引いた対米収支差額について、出超・入超それぞれの上位5

図3 アメリカからの農産物輸入
1987年（%）



資料) 表3に同じ。

品目を示したのが表6である。黒字幅が大きいのは豚肉と生きた家畜で、穀物（及び同製品）がこれに続いている。豚肉は1975年に約5千万ドルの入超であったのが、87年には約5億2千万ドルの出超になった。赤字幅が大きいのは果実と野菜、そして油料種子製品（半分以上が大豆カス）であり、この順位は75年と同じである。

これまで述べてきた米加間の農産物貿易の特徴をまとめれば、次のようになるであろう。第一に、米加間の農産物貿易の基本パターンは、カナダから家畜と食肉を輸出して、

アメリカから果実と野菜を輸入するというものである。これは、ラスクとオルトマンが指摘するように、アメリカ国内での伝統的な地域間流通パターンとほとんど同じ形である。つまり、北からは家畜と肉が、南からは果実と野菜が出荷されるのである。¹⁶⁾

第二に、農業生産費を比較すると、カナダが優位にあるのは家畜、牛肉、豚肉であり、アメリカが優位にあるのは、果実、野菜、酪農、家禽・卵である。¹⁷⁾ 米加間の農産物貿易のパターンは、基本的にこうした品目別の競争力の違いを

表5 対米農産物輸入の構成（上位10品目）

（単位：％）

	1975年		1987年
1. 果 実	19.8%	1. 果 実	23.5%
2. 野 菜	12.6	2. 野 菜	16.8
3. 油料種子製品	8.4	3. 他の畜産物	7.4
4. 穀 物	8.3	4. 油料種子製品	7.4
5. 油 料 種 子	8.0	5. コーヒーなど	4.5
6. コーヒーなど	5.5	6. 牛 肉	3.8
7. 他の畜産物	5.1	7. 穀 物 製 品	3.5
8. 豚 肉	4.8	8. 家 畜 飼 料	3.1
9. 生きた家畜	3.2	9. 家 禽 ・ 卵	3.1
10. 砂 糖	2.8	10. 生きた家畜	3.0

注) 表4に同じ。

資料) 表3に同じ。

表6 米加間農産物貿易の収支差額（上位5品目）

（単位：万カナダドル）

	1975年		1987年
農産物合計	-110.331	農産物合計	-104.283
1. 穀物製品	2.363	1. 豚 肉	51.866
2. 生きた家畜	520	2. 生きた家畜	16.946
3. メーブル製品	517	3. 穀物製品	6.382
4. 家畜飼料	452	4. 穀 物	5.750
		5. タ バ コ	4.270
1. 果 実	-29.705	1. 果 実	-81.062
2. 野 菜	-18.433	2. 野 菜	-55.380
3. 油料種子製品	-13.113	3. 油料種子製品	-20.332
4. 油 料 種 子	-11.190	4. 他の畜産物	-14.508
5. コーヒーなど	-8.356	5. 家 禽 ・ 卵	-8.556

注) 1975年は、黒字は4品目しかなかった。

資料) 表3に同じ。

反映している。第三に、最近の為替レートの変動はカナダの市場競争力を強化し、その結果カナダの対米農産物貿易収支は改善している。80年代のUSドル高・カナダドル安は、カナダからの家畜、牛肉、豚肉の輸出を促進した。とはいえ、この為替レートの動きが今後どうなるかは不透明である。第四に、両国間の農産物貿易に影響を及ぼすいま一つの要因は、農業保護や相殺関税、反ダンピング税といった制度的要因である。アメリカの相殺関税によって、カナダの豚（生体）輸出が痛手を受けたことがその良い例証である。

5. 自由貿易協定とカナダの農業・食品産業

（1）連邦政府の予測

FTA がカナダの農業・食品産業に及ぼす影響を検討するのがこの節の課題であるが、FTA の評価それ自体が鋭い政治的争点となっているために、論者の立場によって評価が大きく異なるのは避けられない。そこで、以下では連邦政府、農業団体、食品加工業界の3つに分けてそれぞれの予測や議論を紹介することにしよう。

連邦政府の立場は、政府発行のFTAの部門別評価シリーズの一冊「自由貿易協定と農業」にまとめられている¹⁸⁾。その特徴は、FTAのメリットを最大限に強調していることである。同書は、アメリカへの農産物輸出の成長可能性が大きいことを指摘するとともに、アメリカの保護主義的な対応によってカナダの農産物輸出が脅かされてきたことを事例をあげて述べている。そして、FTAは幅広い輸出機会の確保に成功していると評価している。

輸出の伸びが見込まれているのは、穀物、油料種子、家畜、食肉及び一部の園芸作物である。品目別に言えば、穀物・油料種子部門では、ナタネ油・大豆油・良質の小麦・オーツの輸出増加が見込まれている。ナタネ油にたいする関税の段階的撤廃は輸出拡大をもたらし、西海岸からアメリカに輸出される農産物に対する運賃補助金廃止を補って余りあるという。家畜・食肉部門では、良

質の肥育牛，良質の牛肉・豚肉の輸出拡大が予想されている。また，カナダのフィードロットで飼育するためにアメリカから牛を輸入することが増えると考えられている。

反対に，FTA の実施にともない調整や合理化が必要な部門は，ブドウ生産，ワイン製造業，食肉加工業である。とくに，カリフォルニアワインが安い価格で入ってくるのでブドウ生産者は打撃を受け，この報告書によってもオンタリオ州とブリティッシュ・コロンビア州のブドウ生産者が構造調整に直面するであろうと述べている。酪農と家禽・卵部門では，FTA は供給管理制度や輸入数量制限に何ら影響を及ぼさないことが強調されているが，同時にこれらの原料を使用する加工業者はアメリカ産の安い原料が入ってくるので利益を得るとしている。

そして同報告書は，FTA の紛争解決手続きと半年ごとの協議によって，北米市場への参入が保証されることを強調している。要するに，アメリカ市場の開放はカナダの農業・食糧部門に成長と繁栄の機会を与えるというのがこの報告書の結論であり，一部の農産物と食品産業に若干の構造調整が必要であるとはいえ，全体的・長期的な利益は短期的なコストを補って余りあると結んでいる。

（２） 農業団体・農民運動の主張

米加自由貿易協定に対するカナダの農業団体の見解は，品目によって大きな違いがある。ここでは，1987年12月の協定本文発表後における各農業団体のFTA に対する態度を概観しておこう。¹⁹⁾

はっきりと協定支持の立場を取っているのは，肉牛と豚関係の団体である。例えば，アルバータ肉牛評議会（Alberta Cattle Commission）は，アメリカへの輸出アクセスの改善と食肉輸入法の適用除外を歓迎している。これにたいして酪農・家禽・卵の生産者は，アメリカの安い乳製品・鶏肉の流入によってマーケティングボードの土台が切り崩されることを懸念している。また，卵・家禽にたいする輸入割当拡大の影響もあり，価格形成・輸入管理計画への長期的な

影響について神経をとがらせている。また、果実・野菜も FTA の実施によって大きな痛手を被る部門である。

微妙なのは穀物生産者団体の立場である。FTA に支持を表明しているのは UGG (United Grain Growers) と西部カナダ小麦生産者協会 (Western Canadian Wheat Growers' Association) で、世界的に保護主義が強まりつつある中で隣国の巨大な市場に参入する絶好の機会であること、また食肉輸出の増加は飼料穀物の需要を生み出すことがその理由である。UGG 会長は、穀物部門は競争力があるので自由貿易から利益を得る、批判者は余りにも度量が小さいと述べている。

他方、懐疑論・慎重論の立場をとっているのは、サスカチュワン小麦プール、平原諸州プール会社 (Prairie Pools Inc.) である。たとえば、サスカチュワン小麦プールは公式の態度表明をしなかったが、87年11月の年次大会で代議員の過半数が FTA に反対した。FTA 本文の発表に対してサスカチュワン小麦プール会長は、紛争処理機構が両国の法律を正しく適用することに限定されていることに不満を表明し (アメリカは法律を使ってカナダ製品を締め出すことができる)、またカナダ小麦ボードの権限に対する協定の長期的な影響を憂慮している。

こういう状況の中で、生産者団体の全国連合体であり、最大の農業ロビーであるカナダ農業連盟 (Canadian Federation of Agriculture, CFA) は統一見解を打ち出すことができず品目ごとに判断を委ねるという立場を取っている。CFA 会長は、農業生産者の恐れを緩和するような政府の行動を求めるが、政府に変化がないときでも協定の非難はしないという「無党派的アプローチ」に立つと表明している。FTA をめぐる論争の中で調整能力を失った CFA は賛成・反対双方からの批判にさらされることになった。²⁰⁾

農業団体の中で、もっとも FTA に批判的な立場を主張しているのがナショナルファーマーズユニオン (NFU) である。NFU は1969年にオンタリオ・マニトバ・サスカチュワン・BC の農民組合が合同して結成したもので、現在は約6500の農場が加入しておりカナダの全農場に対する組織率は2%余りである。会員が多いのはサスカチュワン州で穀物生産者の比率が高い。

NFUは1988年1月の全国大会で協定反対の決議を採択している。下院FTA特別委員会の公聴会におけるNFU会長の陳述によれば、反対の理由は第一に、協定の帰結は単なる貿易問題ではなく、カナダがアメリカ経済に吸収されることになるからである。つまり、両国の巨大企業が大陸共通市場を土台として再編を計ることがFTAの究極の目的である。第二に、協定が実施されれば、市場価格の低下と農業所得の減少は避けられず、また、カナダ独自のマーケティング機構や政策が破壊される。かくして、協定の結果は「農業の工業化」を促進し、農村コミュニティの機構を脅かすことであるとNFUは主張している。²¹⁾

（3）食品加工業界の立場

以上が農業団体の見解のあらましであるが、後の議論との関わりで食品加工業界の立場についても述べておこう。88年1～2月に行われた米加両国の食品産業経営者を対象とする調査によれば、回答者の大半がFTAを支持している。カナダ側経営者のうちで、FTAから自分の会社が利益を得るとするのが55%、変化なしが26%、痛手をこうむると回答したのは17%であった。アメリカの経営者のうち利益があるは65%、影響なしは18%、損失があるは8%であった。協定実施後の対応としては、カナダの経営者は垂直的統合の推進、あるいはアメリカの競争相手に対抗して企業の拡張を進めると答えている。アメリカの経営者は、直接投資または買収によってカナダへの経営拡大を計画している企業が多い。²²⁾

カナダの食品加工業界では、ポテト生産・加工の最大手マッケイン社のようにFTA反対を唱えてきた経営者もいるが、その理由は安いアメリカ産原料（とくに牛乳・家禽・卵）を使った加工食品の流入に太刀打ちできないからである。したがって、FTAが実施されれば、カナダの食品加工業界はマーケティング・ボードによって供給される農産物原料の価格引き下げを求めることになる。²³⁾ こうした食品加工業界からの圧力も、FTAの影響を考える上で重要な要素である。

6. 結びに代えて —FTA とカナダ農業の将来—

これまで、連邦政府、農業団体、食品加工業界それぞれの FTA に対する見解を概観してきた。そこで、以下では小論全体のまとめとして、FTA をめぐる論争の中で明らかになった論点を整理して、カナダの農業・農政への今後の影響について私見を述べたい。

(1) FTA と農業構造調整

まず言えるのは、カナダ農業に対する FTA の影響は一律ではありえないということである。これは、2つの側面から捉えることができる。第一に、FTA の実施がカナダの農業経営の合理化・効率化を促し、中小規模層を淘汰して農民層分解を押し進める側面である。シュミッツとカーターによれば、自由貿易体制のもとでは、カナダの卵・ブロイラー生産者は経営を大規模化して効率を高めないと、アメリカからの輸入が大幅に増加して、カナダの生産規模はかなり縮小するであろうと述べている。「大きなアメリカ市場では規模の経済を利用する機会がある。例えば、カリフォルニアでは産卵鶏を200万羽以上飼っている経営がいくつかある。こうした経営にとってカナダの需要向けに生産を増やすことは比較的容易であろう。……カナダ側は競争するためにその経営規模をかなり拡大しないといけないだろう。アメリカと競争するためにそうすれば、結局生産者数の減少で終わるしかないであろう。」酪農生産者も基本的に同じ状況におかれている。シュミッツとカーターは自由貿易のメリットを強調する立場から、長期的にみてカナダの家禽・卵・酪農部門はアメリカと競争できる程度に合理化されると考えている²⁴⁾。

これと関連して食品加工業における集中・合併への動きも急ピッチとなろう。そのさいの特徴は、食品加工業の集中化がアメリカ資本の一層のカナダ進出と絡み合っていることである。一例をあげれば、88年に多国籍アグリビジネス・

カーギル社はアルバータ州南部にアメリカ市場向けの食肉工場を建設することを発表している。²⁵⁾こうした食品加工業での集中・合併への動きが、農業生産者に対するコスト引き下げ要求としてはね返ってくることは必至であり、今後の動向が注目される。

第二の側面は、品目間の不均等発展を激化させることである。家畜・牛肉・豚肉のような対米競争力の強い品目の生産は伸びることが予想されるが、果実・野菜などの競争力の弱い部門は生産の縮小を余儀なくされるだろう。つまり、FTAは比較優位部門への農業生産の特化を促す役割を果たす。こうした品目間の不均等発展は、地域間の不均等発展と絡み合っており、州間の流通規制緩和とあいまって農業生産の地域的特化が進むであろう。そして、果実・野菜といった比較劣位部門の産地では、他の作物への転換などの対応を迫られることになる。

（２） マーケティング・ボード、供給管理への影響

カナダの農業システムの特徴である供給管理とマーケティング・ボードについては、すでに３節でみたように基本的に現状を維持することが合意されている。供給管理と表裏一体となっている輸入数量制限についても、家禽・卵の輸入割当増加を認めたとはいえ、数量制限そのものは維持することになった。その限りではFTAの実施にともなって、現行の供給管理システムやマーケティング・ボードに直ちに大きな変化が起きるとは考えにくい。しかし、今後様々な影響が出てくることは避けられない。

第一に、食品加工業からの原料価格引き下げ要求である。アメリカの安い原料を使用した加工食品の輸入増にともない、食品加工業界はマーケティング・ボードに農産物価格の引き下げを求めている。J・ワーノックによれば、「加工食品の関税が下げられるにつれて、農業生産者は食品産業への販売にたいする支配力を失い、そして安いアメリカ製品がカナダに流入するのでマーケティング・ボードが価格設定力を失うのは避けられない」という。彼はFTAを批判する立場から、ボードによる所得支持が危うくなりカナダの農村社会の活力

が損なわれること、供給管理制度が実質的に切り崩され生産者が市場の圧力にさらされることを指摘している²⁶⁾。

第二に、全国的マーケティング・ボード（鶏肉・七面鳥・卵）の中で、市場シェアと出荷割当をめぐる州間の対立が激化することである。すでに、昨年全国チキンマーケティング機構で、BC州が生産制限を公然と無視する決定を行っており、全国機構として機能しなくなることが憂慮されている²⁷⁾。こうした問題をどう裁いて行くか、マーケティング・ボードの対応が注目されるところである。

第三に、カナダ小麦ボードにも影響が少なくない。すでに協定実施に先立ち88年7月末をもって、国内向け小麦に対する二重価格制が廃止された。これは、国内の製粉・加工業者向けの小麦価格を輸出価格より高い水準で支持する制度であり、製粉・加工業者からその廃止が要求されていたものであるが、FTAの締結を機に連邦政府がその廃止を決定したのである²⁸⁾。また、協定では米加両国の価格支持水準が同じになれば、アメリカ産穀物の輸入にさいして小麦ボードの輸入許可を廃止することを取り決めている（3節参照）。これも小麦ボードの権限に変更を加えるものである。

以上の点からみて、マーケティング・ボードがその運営上、重大な岐路に立たされていることは明らかである。カナダ食料品製造協会会長のG・フライシュマンは「マーケティング・ボードは廃止よりもむしろ改革されるだろう」と述べているが²⁹⁾、運営の「改革」を通じて制度そのものの空洞化につながる恐れはないのだろうか。これらの点は今後のカナダ農業及び農政の行方を占う上でのポイントである。

（3）貿易紛争の処理とガット交渉

今回のFTA交渉では、米加間の懸案事項の処理を先送りして、協定をまとめることを優先する姿勢が随所にみられた。その結果残された問題は、米加間交渉の第二ラウンドか、あるいはガット交渉の場で決着が図られることになる。これらの積み残された課題をここでは三点指摘したい。

第一は、家畜・食肉に典型的にみられる米加間の貿易紛争、とりわけ相殺関税と反ダンピング税の処理である。FTAは相殺関税を容認する内容になっており、アメリカへの農産物輸出アクセスを保証するものではない。それは、協定発効後も豚肉輸出をめぐる紛争解決のめどが立っていないことに現れている。新設された二国間パネルへの提訴も含めて連邦政府の対応が注目される場所である。

第二は、農産物の検査・衛生基準をめぐる問題である。FTAでは基準の「同一化」を図ることを取り決めたが、その具体化は今後の交渉にかかっている。カナダ側では、両国間の力の不均衡や、レーガン政権期の規制緩和によってカナダの基準がアメリカより厳しい場合が多いことから、基準の「同一化」は結局アメリカの基準の採用になるのではないかと懸念³⁰⁾されている。

第三に、ガットウルグアイラウンドでの農産物交渉との関連である。FTAは、ダンピングや補助金についての共通の基準作りや、あるいは生産調整（供給管理）の対象となっている品目の取り扱いを先送りしており、ガットでの多国間交渉の成行きに委ねた形になっている。ガット交渉での焦点の一つは11条の生産調整品目での輸入数量制限であり、アメリカとケアンズ・グループ（カナダを除く）は、11条を廃止して、現行の輸入制限を関税化した上で段階的に削減することを主張している。カナダ政府はケアンズ・グループの一員として輸入障壁の関税化とその削減を主張しつつも、供給管理計画に関わる輸入制限についてはその適用を拒んでおり、11条問題ではケアンズ・グループの中で孤立³¹⁾している。もしガット11条が廃止あるいは大幅に修正されれば、輸入数量制限の撤廃は必至となり、カナダの供給管理制度はその存立基盤を根底から揺さぶられることになる。今後のガット交渉の成行き次第では、カナダ農業と農政にきわめて大きな変化を引き起こす可能性をほらみながらFTAは出発したのである。

農産物に関する限り、FTAは米加間交渉の終着駅ではなく第一ラウンドにすぎない。先送りされた課題が米加間交渉の第二ラウンドやガット交渉でどう処理されるのか、また米加双方の農業生産者と食品加工業界の意向がこれらの

交渉にどう反映されるのか、今後の動きに注目していきたい。

- 1) FTA に関する邦語文献としては、次のようなものがある。

武藤正光「米・加自由貿易協定について」『貿易と関税』1988年3月。

飯沢英昭「なぜ、いま米加自由貿易協定なのか—米議会の保護主義台頭への不安—」『エコノミスト』1988年4月12日。

鎌田眞一「米加自由貿易協定に見る米国の戦略—日米自由貿易圏構想の行方—」『世界経済評論』1988年6月。

白川一郎編著『米加自由貿易協定・EC統合をみる—自由貿易と保護主義・地域主義—』1章及び9章，東洋経済新報社，1989年3月。

岩崎美紀子「米加自由貿易協定の先駆性—自由貿易の新しいルール確立へ—」『ESP』1989年5月。

岩崎美紀子「米加自由貿易協定にみる政治的意味」『一橋論叢』第102巻第2号，1989年8月。

岩崎美紀子「加米自由貿易協定—公正貿易の追求と国家主権の問題—」『カナダ研究年報』第9号，1989年9月。
- 2) アメリカ政府の FTA 評価については、『アメリカ経済白書1988』経済セミナー増刊（1988年6月），日本評論社，PP. 195～204 にくわしい。
- 3) この協定は南北戦争中の英米対立のあおりを受けて，1866年アメリカから協定を廃棄した。（Canada Department of External Affairs, The Canada-U. S. Free Trade Agreement Synopsis, 1987. 12. 10, pp. 2-4）
- 4) Ibid., pp. 2-4.
- 5) 参考までに，FTA 調印直前（1987年12月）のカナダ国民の意識調査結果を紹介しておこう。カナダとアメリカとの自由貿易に対して支持が57%，不支持が32%であった。ところが，両国間で合意された協定に対しては賛成が40%，反対が39%と並んでいる。地域別にみると，ケベックと大西洋岸で賛成が多く，オンタリオでは反対が多い，また西部は全体の数字に近いという特徴が窺える（Duncan Cameron (ed.), The Free Trade Deal, 1988, James Lorimer p. 252）。
- 6) 本項での FTA 内容の説明は，特に注記のない限り次の文献による。

Canada Department of External Affairs, The Canada-U. S. Free Trade Agreement Synopsis (Dec. 1987).
- 7) 武藤前掲論文24ページ。
- 8) Norman Rask and Gerald F. Ortmann, "Canada/U. S.: Cost Competitiveness in Agricultural Commodities" in David L. Mckee (ed.), Canadian-American Economic Relations, Praeger NY (1988), p. 25.
- 9) Canada Department of External Affairs, op. cit., p. 51.

- 10) Western Producer, March 23, 1989.
- 11) Canada-U. S. Free Trade Agreement, Ch. 7 Agriculture (Dec. 1987), pp. 79~134.
Canada Department of External Affairs, op. cit., pp. 26~28.
- 12) John W. Warnock, "Agriculture and the Food Industry", in Duncan Cameron (ed.), The Free Trade Deal, James Lorimer (1988), p. 169.
- 13) Roy Kennedy and Malcolm Churches, Canada's Agricultural Systems : Fourth Edition, Ch. 6 Marketing Boards in Canadian Agriculture (1981), pp. 6.1~26. の説明による。
- 14) Agriculture Canada, Canada's trade in agricultural products 1985, 1986 and 1987 (July 1988), pp. 31~32.
- 15) Keith Dryden, "American duty on pork raises serious issue", Western Producer, May 25, 1989.
- 16) Rask and Ortmann, op. cit., pp. 19-29.
- 17) Ibid.
- 18) The Canada-U. S. Free Trade Agreement and Agriculture : An Assessment.
- 19) "Farm groups hold their positions on free trade", Western Producer, Dec. 24, 1987. "Canadian farm groups split on free trade debate", Western Producer, Feb.4, 1988.
- 20) 連邦政府はCFAは余りにも硬直的であると述べ、他方、ある自由党上院議員はCFAを「爪を抜かれた小猫ちゃん」と呼んだ。(Barry Wilson, "CFA stuck in middle of free trade debate", Western Producer, Aug. 18, 1988.)
- 21) "NFU urges Free Trade Agreement be scrapped", Union Farmer, August 1988.
- 22) アンガス・ライド社の調査による。対象は農業・食品業界の経営者125人で、うちアメリカが71人、カナダが54人であった(Adrian Ewins, "Free trade welcomed by the food industry", Western Producer, June 9, 1988)。
- 23) Barry Wilson, "A free trade deadline is catching up to gov't", Western Producer, May 25, 1989.
- 24) A.Schmitz and C. Carter, "A Sectoral Perspective : Agriculture", in R. M. Stern, P. H. Trezise and J. Whally (ed.), Perspectives on a U. S.-Canadian Free Trade Agreement (June 1987), pp. 254-255.
- 25) "Canadian farm groups split on free trade debate", Western Producer, Feb. 4, 1988.
- 26) Warnock, op. cit., p. 173.
- 27) Barry Wilson, "Are marketing board at risk?", Western Producer, Aug. 18,

1988.

- 28) Barry Wilson, "Two price wheat is finished", *Western Producer*, June 9, 1988.
- 29) フライシュマンは、1988年8月の上院委員会でこう述べている。「供給管理が存続する限り、食品加工業は安い家禽と卵を原料とするアメリカ製品の輸入と競争することはできない。もし自由貿易協定が実施されれば、マーケティング・ボードは農産物を加工業者により安い価格で供給するように調整しなければならないだろう。」(Barry Wilson, "Are marketing board atrisk?", *Western Producer*, Aug. 18, 1988)
- 30) J.Warnock, *Free Trade and the New Right Agenda*, New Star Books (1988), p. 210.
- 31) Barry Wilson, "Canada feels naked at GATT", *Western Producer*, Dec. 7, 1989.